

4 介護保険料

(1) 本市の介護保険料

段階	対象者		保険料率	保険料	
	世帯	本人		年額	月額
第1段階	生活保護受給者		基準額×0.45	32,400円	2,700円
	市民税 非課税世帯	高齢福祉年金受給者 課税年金収入額とその他合計所得金額等の合計額が80万円以下の人			
課税年金収入額とその他合計所得金額等の合計額が80万円を超えて120万円以下の人		基準額×0.7	50,400円	4,200円	
課税年金収入額とその他合計所得金額等の合計額が120万円を超える人		基準額×0.75	54,000円	4,500円	
第4段階	市民税 課税世帯 (本人非課税)	課税年金収入額とその他合計所得金額等の合計額が80万円以下の人	基準額×0.9	64,800円	5,400円
第5段階		課税年金収入額とその他合計所得金額等の合計額が80万円を超える人	基準額	72,000円	6,000円
第6段階	市民税 課税世帯 (本人課税)	合計所得金額等が120万円未満の人	基準額×1.2	86,400円	7,200円
第7段階		合計所得金額等が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.3	93,600円	7,800円
第8段階		合計所得金額等が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	108,000円	9,000円
第9段階		合計所得金額等が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.7	122,400円	10,200円
第10段階		合計所得金額等が400万円以上700万円未満の人	基準額×1.8	129,600円	10,800円
第11段階		合計所得金額等が700万円以上1,000万円未満の人	基準額×1.9	136,800円	11,400円
第12段階	合計所得金額等が1,000万円以上の人	基準額×2.0	144,000円	12,000円	

▶ 全国平均〔厚生労働省報道資料（平成30年5月21日）より〕

基準月額	5,869円
------	--------

(2) 保険料段階別の第1号被保険者数〔平成29年度決算時点〕

	対象者	保険料率	年額	全体		特別徴収		普通徴収	
					構成比		構成比		構成比
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	基準額 ×0.45	28,620円	4,952人	(3.4%)	1,938人	(1.3%)	3,014人	(2.1%)
第2段階	市民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下	基準額 ×0.45	28,620円	25,770人	(17.8%)	21,476人	(14.8%)	4,294人	(3.0%)
第3段階	市民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円を超えて120万円以下	基準額 ×0.7	44,520円	10,998人	(7.6%)	10,682人	(7.4%)	316人	(0.2%)
第4段階	市民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円を超過	基準額 ×0.75	47,700円	11,365人	(7.8%)	11,038人	(7.6%)	327人	(0.2%)
第5段階	世帯の誰かが市民税を課税されているが本人は非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下	基準額 ×0.875	55,650円	21,229人	(14.7%)	18,198人	(12.6%)	3,031人	(2.1%)
第6段階	世帯の誰かが市民税を課税されているが本人は非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円を超過	基準額	63,600円	16,532人	(11.4%)	16,231人	(11.2%)	301人	(0.2%)
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円未満	基準額 ×1.125	71,550円	18,090人	(12.5%)	16,516人	(11.4%)	1,574人	(1.1%)
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満	基準額 ×1.25	79,500円	17,826人	(12.3%)	16,647人	(11.5%)	1,179人	(0.8%)
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満	基準額 ×1.5	95,400円	12,274人	(8.5%)	10,997人	(7.6%)	1,277人	(0.9%)
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上	基準額 ×1.75	111,300円	5,591人	(4.0%)	4,724人	(3.4%)	867人	(0.6%)
計				144,627人	(100.0%)	128,447人	(88.8%)	16,180人	(11.2%)

※ 併徴（特別徴収と普通徴収が重複する場合）の人数は、特別徴収に含む。

(3) 保険料段階別収納状況〔平成29年度〕

	調定		収納		未納		収納率
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
第1段階	40,446件	135,784,560円	39,936件	134,165,950円	510件	1,618,610円	98.8%
普通徴収	30,474件	87,508,520円	29,964件	85,889,910円	510件	1,618,610円	98.2%
第2段階	164,314件	706,044,910円	154,197件	677,003,040円	10,117件	29,041,870円	95.9%
普通徴収	43,025件	124,107,470円	32,908件	95,065,600円	10,117件	29,041,870円	76.6%
第3段階	66,401件	478,459,200円	65,609件	474,891,000円	792件	3,568,200円	99.3%
普通徴収	4,387件	18,722,980円	3,595件	15,154,780円	792件	3,568,200円	80.9%
第4段階	68,979件	527,137,850円	68,189件	523,414,070円	790件	3,723,780円	99.3%
普通徴収	6,099件	26,211,970円	5,309件	22,488,190円	790件	3,723,780円	85.8%
第5段階	133,913件	1,130,103,510円	128,660件	1,100,713,620円	5,253件	29,389,890円	97.4%
普通徴収	30,650件	172,936,220円	25,397件	143,546,330円	5,253件	29,389,890円	83.0%
第6段階	99,973件	1,036,420,100円	99,507件	1,033,589,370円	466件	2,830,730円	99.7%
普通徴収	4,535件	26,581,800円	4,069件	23,751,070円	466件	2,830,730円	89.4%
第7段階	111,633件	1,245,149,850円	108,392件	1,221,886,600円	3,241件	23,263,250円	98.1%
普通徴収	16,897件	118,679,780円	13,656件	95,416,530円	3,241件	23,263,250円	80.4%
第8段階	107,502件	1,359,095,230円	105,880件	1,346,028,540円	1,622件	13,066,690円	99.0%
普通徴収	11,943件	95,638,750円	10,321件	82,572,060円	1,622件	13,066,690円	86.3%
第9段階	74,850件	1,111,655,420円	73,848件	1,102,236,020円	1,002件	9,419,400円	99.2%
普通徴収	12,391件	119,701,320円	11,389件	110,281,920円	1,002件	9,419,400円	92.1%
第10段階	35,125件	588,910,300円	34,917件	586,354,100円	208件	2,556,200円	99.6%
普通徴収	8,337件	94,582,250円	8,129件	92,026,050円	208件	2,556,200円	97.3%
計	903,136件	8,318,760,930円	879,135件	8,200,282,310円	24,001件	118,478,620円	98.6%
普通徴収	168,738件	884,671,060円	144,737件	766,192,440円	24,001件	118,478,620円	86.6%

(4) 年度別滞納状況〔各年度決算時点〕

	調定		未納		収納率
	人数	金額	人数	金額	
平成25年度	136,689人	8,076,766,590円	4,316人	154,295,779円	98.1%
平成26年度	139,908人	8,022,208,620円	3,918人	130,313,160円	98.4%
平成27年度	139,908人	8,022,208,620円	3,918人	130,313,160円	98.4%
平成28年度	142,611人	8,206,202,910円	3,759人	125,721,666円	98.5%
平成29年度	144,627人	8,318,760,930円	3,584人	118,473,850円	98.6%

(5) 減免状況

- ▶ 平成27年度から低所得者の保険料額が軽減されたことに伴って、生活困窮を理由とする減免対象者が大幅に減少した。

	災害		死亡等		失業等	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成25年度	26件	449,160円	12件	116,160円	142件	2,052,080円
平成26年度	5件	93,510円	12件	132,360円	135件	1,928,980円
平成27年度	7件	277,420円	11件	107,320円	105件	1,533,410円
平成28年度	6件	274,730円	14件	140,060円	121件	1,838,520円
平成29年度	4件	174,540円	4件	46,640円	142件	2,092,490円

	農作物の不作等		法第63条の適用		生活困窮	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成25年度	0件	0円	6件	183,400円	75件	496,470円
平成26年度	0件	0円	11件	379,040円	81件	544,540円
平成27年度	0件	0円	15件	308,160円	9件	130,380円
平成28年度	0件	0円	13件	333,760円	12件	158,620円
平成29年度	0件	0円	20件	438,790円	11件	171,330円

	計	
	件数	金額
平成25年度	261件	3,297,270円
平成26年度	244件	3,078,430円
平成27年度	147件	2,356,690円
平成28年度	166件	2,745,690円
平成29年度	181件	2,923,790円

- ※ 「死亡等」には、心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院した者を含む。
- ※ 「失業等」には、業務の休廃止、事業における著しい損失を含む。
- ※ 「法第63条の適用」とは、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者について、適用するもの。